

令和 8 年 3 月 9 日
健康部保健予防課

産後ケア事業のリニューアルについて

1 妊娠出産支援事業(産後ケア事業)について

産後十分な援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援等を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、子育て支援の充実を図るため、平成 28 年 6 月に事業を開始した。
宿泊型、日帰り型及び乳房ケアを実施している。

2 リニューアルの概要

産後ケア事業のうち、『乳房ケア』は産後の乳房管理を主たる目的として開始したが、現在は利用者のニーズにあわせ、新生児や母体管理を含めた相談・指導に対応しているため、対象者がより利用しやすいよう名称の変更を行う。
また、名称の変更に伴いサービスの追加を行う。

3 令和 8 年度からの変更点

R7 年度	R8 年度～	
宿泊型産後ケア	宿泊型産後ケア	
日帰り型産後ケア	日帰り型産後ケア (日中 5 時間)	
乳房ケア (外来型)	スポット型産後ケア (1 時間程度)	母乳外来 (病産院、助産所での授乳指導等)
		グループ指導 (産後ケア施設でのベビーマッサージ・ヨガ教室等)
		産後母体ケア (産後ケア施設での個別相談等)
乳房ケア (訪問型)	訪問型産後ケア (1 時間程度)	自宅に訪問して新生児および母体のケア・相談、授乳指導等を行う

* 実施担当者は助産師・保健師・理学療法士とする

4 開始予定日

令和 8 年 4 月～

* 施設によって開始時期に変更が生じる可能性あり